

## 小規模貯水槽水道の管理指導要領

八千代市上下水道局

### (目的)

第1条 この要領は八千代市水道事業給水条例（平成9年八千代市条例第29号）第35条の2及び第35条の3の規定により，市内に設置されている小規模貯水槽水道の管理及び水質汚染事故発生時における措置について必要な事項を定めることにより，設置者等による自己管理の徹底を図り，清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 小規模貯水槽水道

専用水道，簡易専用水道，及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）適用水道のいずれにも該当しない貯水槽以下の水道設備で貯水槽の有効容量が10立方メートル以下の小規模のものをいう。

#### (2) 設置者

貯水槽水道を設置している者をいい，一般に当該貯水槽水道の設けられている建築物を所有している者をいう。

#### (3) 使用者

小規模貯水槽水道から給水を受ける者をいう。

#### (4) 水槽

貯水槽，高架槽，圧力水槽をいう。

### (対象施設)

第3条 この要領において対象となる施設は，市内に設置される小規模貯水槽水道（本市水道事業から給水を受けるもので，貯水槽の有効容量が10立方メートルのもの）とする。

### (設置及び改造・廃止の届出)

第4条 八千代市水道事業給水条例施行規程（平成10年水企管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第6条第4号の規定により貯水槽等を設置しようとする場合，貯水槽等設置届（第2号様式）及び設計図書を提出すること。

2 設置者が変更になった場合や水槽の規模が改造により変更，あるいは，廃止撤去になった場合は届出ること。

(管理基準)

第5条 設置者は、施行規程第22条の規定により次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めるとともに日常の点検に心がけなければならない。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な項目について水質検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (5) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、日常的な点検時に異常があった場合には、速やかに次に掲げる措置を講ずること。

ア 水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒を行うこと。

イ 水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときはすみやかに補修・改善等の措置を講ずること。

ウ 管理の不備や構造的な欠陥があったり、配管の腐食が進行した場合には、日常的に水の外観検査に注意し、異常を感じたときは速やかに水質検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、給水を停止し、使用者に使用しないように知らせるとともに、汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について習志野健康福祉センター（習志野保健所）等の関係機関に連絡し指導・指示に従うこと。

オ 原水は消毒された浄水であるが、水槽で貯留される間に塩素が消費され、末端給水栓で規定の残留塩素が確保されない場合があることから、常時末端給水栓で遊離残留塩素を0.1mg/リットル以上を保持すること。

(水槽清掃業者)

第6条 水槽の清掃を行う場合、特に資格は定めていないが、特殊な器具類が必要な上衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識技能を有する者に依頼して行うこと。専門業者としビル管理法第12条の2第1項の規定により同項第5号に掲げる事業を営む者として千葉県知事の登録を受けた者を活用することができる。

(水質検査機関)

第7条 第5条第3号の必要な項目(水質基準に関する厚生省令の表の上覧に掲げる事項のうち必要なもの)及び第5号の定期に行う水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して行うこと。

(記録の保存)

第8条 設置者は、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、水槽の掃除や、定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容についての施設管理記録及び水質検査記録を必ず記録し5年間保存すること。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。